



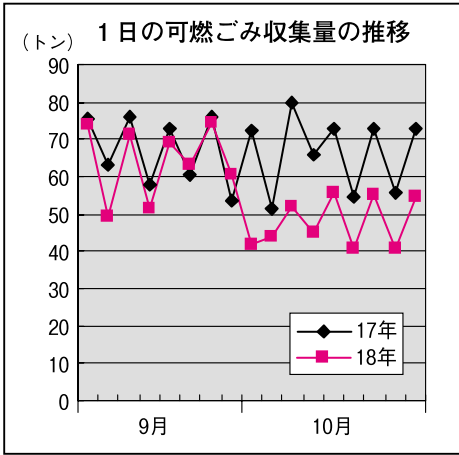
可燃ごみは指定袋で

10月から可燃ごみは町が作成した可燃ごみ指定袋で出すことになっていきます。

指定袋以外で出された可燃ごみは、違反シールを貼ってそのままごみ置場に置き、収集していません。

可燃ごみの量は、皆さんのご協力により左図のとおり減少しています。違反ごみが、現在150袋程度あり、まだ徹底されていない状況です。なお一層ご協力をお願いします。

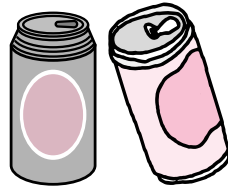
また、可燃ごみがプラスチックやせんてい枝の日に混じって出されるケースが多く見受けられるようになりました。リサイクル作業の支障になっていきますので、きちんと分別してください。



カンの収集は朝7時から行います

最近、皆さんが出されたカン類、紙類を町の委託していない業者が持ち帰る事例が増加しています。

適正にリサイクルするため、12月からしばらくの間、カン類については、いつもより早く朝7時から収集することになりましたので、当日の朝7時までに出示いただきませう、ご協力をお願いします。



浄化槽の保守点検について

◆法定検査は必ず受けましょう

各家庭などで浄化槽を設置した場合、維持管理するため浄化槽法に基づき、保守点検、清掃、法定検査を行うことが義務付けられています。今年から、未受検者に対する指導監督が厳しくなったり罰則も設けられたりしています。法定検査は必ず受けましょう。

年末年始のごみ収集日程について

12月31日(日)から1月3日(水)まで、ごみの収集は休みとなりますので、ご協力をお願いします。

ごみの収集は、各戸配布しています『平成18年度ごみ収集日程カレンダー』のとおりです。休み期間中は、ごみを出さないようお願いいたします。

年末年始の尿くみ取りの依頼はお早めに

年末年始は、し尿のくみ取り依頼が多く、混雑が予想されますので、早めに依頼をお願いします。依頼は松前清掃協同組合又は直接業者に依頼し、そのときに、し尿のくみ取りの予定日も確認してください。

- 松前清掃協同組合 ☎ 985-0207
- 瀬戸衛生社 ☎ 984-5134
- 第一衛生社 ☎ 984-1169
- 大塚衛生設備 ☎ 984-1192
- 松前衛生社 ☎ 984-7981

10月の松前町1世帯あたりのごみ排出量

	可燃物	埋立有害ごみ	かび類・ペットボトル	プラスチック	紙類	金属類	粗大ごみ	古着・古布類	せんてい枝・枯葉・雑草
平成17年	49 kg	5 kg	3 kg	2 kg	6 kg	1 kg	1 kg	1 kg	—
平成18年	35 kg	5 kg	3 kg	2 kg	6 kg	1 kg	1 kg	1 kg	3 kg
増減	△14 kg	0 kg	0 kg	0 kg	0 kg	0 kg	0 kg	0 kg	3 kg

(10月末現在 12,378世帯 31,547人)

家庭から出るごみの量を意識し、ごみを減らす生活にご協力ください。

